

長野運動公園エネルギーサービス事業公募型プロポーザル

実 施 要 領



令和6年7月



長野市

目 次

I 事業の趣旨と概要	1
1 趣旨	
2 事業の概要	
3 事業者選定の概要について	
II 参加資格について	4
1 プロポーザルへの参加について	
2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について	
3 参加資格に関する質疑について	
III 技術提案書について	8
1 技術提案書の作成について	
2 技術提案書の提出について	
3 技術提案書に関する質疑について	
4 参加の辞退について	
IV 審査について	12
1 技術提案書の確認について	
2 選定委員会について	
3 技術提案書のプレゼンテーションについて	
4 失格事項について	
5 審査結果について	
V 契約等について	15
1 契約等の手続きについて	
2 契約の保証について	
3 その他	
VI その他の注意事項	17
1 提出書類の取扱いについて	
2 提出書類の作成及び提出等に関する費用について	
3 事業等の変更及び中止について	
4 その他	
VII 参考資料等	18
1 別冊資料等及び様式一覧	
2 フローチャート等	

I 事業の趣旨と概要

1 趣旨

長野市（以下「発注者」という。）は、令和4年8月に策定した「長野運動公園新総合体育館整備基本計画」を踏まえて、令和5年9月に長野運動公園新総合体育館整備外事業設計業務委託契約を締結し、令和6年3月に基本設計をまとめたところである。

長野運動公園総合市民プール（以下「アクアウイング」という。）の既存コージェネレーションシステム（以下「CGS」という。）は、設置から17年以上が経過し、メーカーの更新基準運転時間を超えており、老朽化が課題となっている。アクアウイング長寿命化改修工事において既存CGSを更新するに当たり、安定したエネルギー設備の運用や故障による突発的な費用負担や閉館リスクに備えたリスクヘッジをし、エネルギー使用量の削減と環境負荷の軽減を図るには、発注者が指定する設備について専門事業者による設計、施工、運転及び維持管理を行うエネルギーサービス（以下「ES」という。）事業の導入が効果的であると判断した。

この要領は、本市にとって最も優れていると考えられるES事業を実施する事業者（以下「ES事業者」という。）を選定する方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

長野運動公園エネルギーサービス事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

長野県長野市吉田五丁目1番19号「アクアウイング」

(3) 事業内容

ア 業務内容

(ア) ES設備の設計、監理及び施工等

ただし、設計業務については、技術協力者として、長野運動公園新総合体育館（以下「新総合体育館」という。）の建設及びアクアウイングの長寿命化改修工事（以下「本体工事」という。）の設計者及び施工者その他の関係者と協力して実施すること。

(イ) ES設備の運転及び維持管理業務

(ロ) ES設備を主とした各種設備の省エネルギーコンサルティング業務

イ 業務の要求水準

前項に掲げる業務について要求する水準は、長野運動公園エネルギーサービス事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定めるものとする。

ウ 事業期間

- (ア) 本事業における事業期間は、基本協定締結日を開始日とし、新総合体育館の開業から15年間とする。
- (イ) E S設備の設計、監理及び施工は、令和6年10月から令和8年2月末までとする。
- (ウ) 令和8年3月から、アクアウイングにおいて一部供用開始とする。
- (エ) 令和8年11月から、新総合体育館及びアクアウイングにおいて全体供用開始とする。

エ 契約限度額

契約限度額を以下のとおり設定する。ただし、要求水準書I-4-(6)の補助金は含まないものとする。

1,800,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

オ 最低制限価格

最低制限価格は、設定しないものとする。

3 事業者選定の概要について

(1) プロポーザル方式の採用理由及び選定方式

本事業は、E S事業者が持つ専門的な知識及び経験を設計、施工、運転及び維持管理に反映させるため広く提案を求め、その内容等を総合的に比較・検討することで、最も適格と判断されるE S事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

実施及び選定後の契約にあたっては、「長野市公契約等基本条例」（令和3年4月施行）を遵守する。

(2) スケジュール

項目	日程	ページ番号
実施要領の公告	令和6年7月4日（木）	—
参加表明書・誓約書の受付	令和6年7月4日（木）から 令和6年7月31日（水）まで	5ページ
参加資格に関する質問書の受付	令和6年7月4日（木）から 令和6年7月12日（金）まで	6ページ
参加資格に関する質問書への回答	令和6年7月24日（水）まで	7ページ
参加資格等の結果通知	令和6年8月7日（水）まで	6ページ
技術提案書の提出	令和6年8月8日（木）から 令和6年9月20日（金）まで	9ページ
技術提案書に関する質問書の受付	令和6年8月8日（木）から 令和6年8月21日（水）まで	10ページ

項目	日程	ページ番号
技術提案書に関する質問書への回答	令和6年9月4日（水）まで	10ページ
プレゼンテーションの実施	令和6年10月4日（金）（予定）	12ページ
技術提案書及びプレゼンテーションによる提案内容の評価、優先交渉権者の決定	令和6年10月4日（金）（予定）	—
プレゼンテーション予備日	令和6年10月7日（月）	—
仕様の協議及び見積	令和6年10月中旬（予定）	—
基本協定締結	令和6年10月中旬（予定）	15ページ
事業の開始	基本協定締結後	—

※スケジュールについては、必要に応じて変更できるものとする。

(3) 連絡先

本件に関する連絡先は以下のとおり。また、本事業のE S事業者選定の手続きに係る書類等はすべて以下の連絡先に提出すること。

〔連絡先〕

「長野市スポーツ部 国スポ・全障スポ推進課」

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地（長野市役所第二庁舎 3 階）

TEL：026-224-9709（直通） FAX：026-224-7351

E-mail：k-sports@city.nagano.lg.jp

当課ホームページ：<https://www.city.nagano.nagano.jp/n155800/contents/p006164.html>

本プロポーザルに関する事：<https://www.city.nagano.nagano.jp/menu/7/2/7/6/index.html>

Ⅱ 参加資格について

1 プロポーザルへの参加資格について

(1) 本プロポーザルの参加者要件

- ア 参加者の構成は、単体企業又は自主結成した共同企業体であること。
- イ 参加者が共同企業体の場合は、参加資格確認申請書の提出時に代表者を明記し、代表者が参加手続きを行うとともに、発注者との対応窓口となること。

(2) 参加者の共通要件

参加資格を有する者は、以下の要件をすべて満たすこと。なお、キはいずれかの構成員が満たせば良い。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 基本協定締結までに、長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ウ 長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- カ 長野市暴力団排除条例（平成 26 年長野市条例第 40 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例 6 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- キ 日本国内において、E S 事業の実績を有していること。
- ク 参加者の構成員のいずれかが、他の参加者の構成員でないこと。
- ケ 参加者の構成員のいずれかが、他の参加者の構成員との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社をいう。以下同じ。）又は再生手続が存続中の会社（民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。））である場合は除く。

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合
- c その他の関係

上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

コ 本体工事に係る共同企業体の構成員又は同構成員と次の資本人事関係において関連がある者でないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていること。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

サ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

シ 選定委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

(3) 共同企業体の構成

共同企業体を結成する場合は、次のとおりとする。

ア 共同企業体の構成員は、2 者以内とする。

イ 共同企業体の出資比率は、当該共同企業体の 1 の構成員につき、均等割の 10 分の 6 以上とする。

(4) 参加等に係る制限事項

参加表明書等及び技術提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 点に限るものとする。

2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について

本事業に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 参加表明書・誓約書の提出

ア 提出期間 令和 6 年 7 月 4 日（木）から令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 4 時まで

イ 提出先 I-3-(3) に記載する連絡先

ウ 提出書類及び提出部数

- | | |
|----------------------|-----|
| (ア) 参加表明書・誓約書（様式－1） | 1 部 |
| (イ) E S 事業実績調書（様式－2） | 1 部 |
| (ウ) 配置予定技術者調書（様式－3） | 1 部 |

エ 提出方法 紙面により、持参又は郵送で提出すること。

（持参の場合、提出は土・日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時までとする。郵送の場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期限日の午後 4 時までには必着とする。）

オ その他 指定の様式（様式－1 から様式－3）は、I-3-(3) に記載する URL からダウンロードすること。

(2) 参加資格等の確認及び結果通知

- ア 参加表明書等を提出した者について、提出した書類の記載内容を確認し、Ⅱ-1に定める参加資格の要件に該当すること及び制限事項に抵触しないこと等を確認する。
- イ 上記の確認に当たり参加表明書等を提出した者に対し、問い合わせを行う場合がある。
- ウ 確認の結果、要件等をすべて満たしている者を、本事業のE S事業者選定に係るプロポーザルの企画提案者（以下「企画提案者」という。）とし、その旨を電子メールで代表者に通知するとともに、技術提案書に添付する整理番号を交付する。
- エ 確認の結果、要件等を満たさない者に対し、本事業のE S事業者選定に係るプロポーザルに参加できない旨及びその理由を、電子メールで代表者に通知する。
- オ 上記エの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（休日等を除く）に、書面（A4版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- カ 上記オの受け付け場所はⅠ-3-(3)に記載する連絡先とし、受付時間は午前9時から午後4時まで（土、日、祝日を除く）とする。
- キ 上記オに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に、書面にて回答する。

3 参加資格に関する質疑について

実施要領Ⅱ-1に定める参加資格について、疑義がある場合には、以下により「参加資格に関する質問書」（様式-4）を提出するものとする。

(1) 参加資格に関する質問書の受付

- ア 提出期間 令和6年7月4日（木）から令和6年7月12日（金）午後4時まで
- イ 提出先 Ⅰ-3-(3)に記載する連絡先
- ウ 提出方法 指定の様式（様式-4）に記載のうえ、電子メールに添付して送信すること。
- エ その他
 - ・電子メールの着信確認の電話連絡をすること。
 - ・電子メールの件名は「プロポーザル参加資格に関する質問」とすること。
 - ・電子メールのデータ容量は1通当たり5メガバイト以内とすること。
 - ・本事業のプロポーザルへの参加資格に関する内容以外の質問、電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受け付けない。
 - ・指定の様式（様式-4）は、Ⅰ-3-(3)に記載するURLからダウンロードすること。
 - ・質問の内容について、不明な点がある場合、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

(2) 質問書に対する回答

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和6年7月24日（水）までに長野市ホームページ（URLは、I-3-(3) のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

Ⅲ 技術提案書について

1 技術提案書の作成について

企画提案者は、本事業のプロポーザル実施のために、技術提案書を提出しなければならない。
なお、技術提案書は「技術提案基準項目」と「技術提案説明資料」により構成するものとし、それぞれ要求水準書及び関係法令に適合するよう作成すること。

(1) 技術提案基準項目 ※Ⅶ-2-(2) 参照

- ア 作成に当たり、様式は「技術提案基準項目」(様式-5)を用い、裏面使用不可とする。
別表1「評価項目一覧及び配点」を参考に各項目の提案内容を記載し、全体で12ページ以内に収めること。
- イ 審査の際、参加者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。
- ウ 様式の右上に、Ⅱ-2-(2)-ウに定める通知において交付した整理番号を記載すること。
- エ 以下に掲げる項目ごとに、本事業に関する技術提案を文章で記入すること。
 - (ア) 業務実績及び実施体制
 - a 業務実績
 - b 実施体制
 - (イ) 技術提案
 - a 設備・システム構成
 - b 耐久性・耐震性
 - c サポート・メンテナンス
 - d 災害時における対応
 - (ウ) その他
上記以外の独自の視点での提案
 - (エ) 経済性

(2) 技術提案説明資料 ※Ⅶ-2-(2) 参照

- ア A3版横、形式任意、カラー可、裏面使用不可とする。
- イ 枚数は全体で4枚以内とする。
- ウ 審査の際、企画提案者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。
- エ 右上に、Ⅱ-2-(2)-ウに定める通知において交付した整理番号を記載すること。また、右下にページ番号を記載すること。
- オ 「技術提案基準項目」の記載内容を補足する資料として、図面、イラスト等を用いて、わかりやすく作成すること。

(3) 体裁

ア 表紙

題名（「長野運動公園エネルギーサービス事業 技術提案基準項目」又は「長野運動公園エネルギーサービス事業 技術提案説明資料」）を記載すること（規定枚数に含まない）。

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと（規定枚数に含まない）。

(4) 留意事項

作成にあたっては、Ⅶ-2-(2)を参考にすること。

(5) 資料提供

ア 本事業の参考資料として、基本設計図書（熱源フロー図、参考機器表）のPDFデータを提供する。ただし、参考資料の内容確認、技術提案及び業務等への採用は、企画提案者の責任において行うこと。

イ 資料提供期間 令和6年7月4日（木）から令和6年8月21日（水）午後4時まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする）

ウ 提供方法等 I-3-(3)に記載する連絡先へ問い合わせること

2 技術提案書の提出について

(1) 提出期間

令和6年8月8日（木）から令和6年9月20日（金）午後4時まで

(2) 提出先

I-3-(3)に記載する連絡先

(3) 提出方法

ア 技術提案基準項目、技術提案説明資料、それぞれ別冊とし、以下の部数を提出すること。

(ア) 正本1部 ※ 表紙（様式任意、企画提案者の名称を記載）をつけること。

(イ) 副本16部 ※ 表紙はつけないこと。

(ウ) 電子データ 1枚 ※ 提出用電子媒体はCD-R等。データ形式については、技術提案基準項目はword、技術提案説明資料はPDFとする。

イ 持参又は郵送により提出すること。

（持参の場合、提出は土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする。
郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後4時までに必着とする。）

ウ その他

- (ア) 技術提案書（技術提案基準項目及び技術提案説明資料）以外の書類及び図面等は受理しない。
- (イ) 指定の様式（様式－５）は I－３－(3)に記載するURLからダウンロードすること。
- (ウ) 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (エ) 提案内容について不明な点等がある場合は、企画提案者に対し事務局から確認を行う。
- (オ) 提出後の書類の差し替えは、提出期間内のみ認める。

3 技術提案書に関する質疑について

技術提案書の作成に当たり、疑義がある場合には、以下により「技術提案書に関する質問書」（様式－６）を提出するものとする。

(1) 技術提案書に関する質問書の受付

- ア 提出期間 令和６年８月８日（木）から令和６年８月２１日（水）午後４時まで
- イ 提出先 I－３－(3)に記載する連絡先
- ウ 提出方法 指定の様式（様式－６）に記載のうえ、電子メールに添付して提出すること。
なお、図面等添付は可とするが、PDF 及びWord、Excel の2016以降のバージョンとすること。
- エ その他
 - ・電子メールの着信確認の電話連絡をすること。
 - ・電子メールの件名は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。
 - ・質問書の提出は、各企画提案者の代表者のみができるものとする。
 - ・本事業のプロポーザル技術提案書に関する内容以外の質問、電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受付けない。
 - ・電子メールのデータ容量は１通当たり５メガバイト以内とすること。
 - ・指定の様式（様式－６）は、I－３－(3)に記載するURLからダウンロードすること。

(2) 質問書に対する回答

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和６年９月４日（水）までに長野市ホームページ（URLは、I－３－(3)のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領及び要求水準書の追加又は修正とみなすものとする。

4 参加の辞退について

参加者は、技術提案書の提出期限までに、本事業のプロポーザルへの参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を記載した書面（A 4 版様式任意）を、I-3-(3)に記載する連絡先まで持参すること。

Ⅳ 審査について

1 技術提案書の確認について

提出された技術提案書の内容等を確認し、以下の項目を満たすものについて審査を行う。
なお、記載（提案）されていない項目及び事項については評価しないものとする。

- (1) Ⅲ-2-(1) で定める期間内に技術提案基準項目及び技術提案説明資料が提出されていること。
- (2) 事業費（消費税及び地方消費税の額を含む）が契約限度額以下の金額であること。

2 選定委員会について

技術提案書の審査、評価及び最優秀者の選定は、次の者で構成する選定委員会において行うものとする。

役職	氏名	所属	備考
委員長	鈴木 秀規	長野市スポーツ部長	市の職員
委員	柳澤 和義	長野市公共施設マネジメント推進課長	市の職員
委員	小田切 伸夫	長野市環境保全温暖化対策課長	市の職員
委員	武井 晋市	長野市建築課長	市の職員
委員	石坂 真	長野市スポーツ課長	市の職員

3 技術提案書のプレゼンテーションについて

- (1) 企画提案者による企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング評価を実施し、最優秀者及び次点者を選定する。

プレゼンテーションは、パワーポイントを用いたパソコン操作による内容説明とする。

ア 実施日 令和6年10月4日（金）（予定）

イ 実施場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎10階 会議室202

ウ 企画提案者による提出書類の説明（プロジェクター使用等による25分以内のプレゼンテーション）と選定委員会による15分程度のヒアリングを行う。

エ プレゼンテーションの資料は、技術提案書に記載されている内容、図面、イラスト等を使用して作成し、新たな提案はできないものとする。

オ 技術提案書の説明を補足する資料等については特に制限を設けないが、機材等を用いる場合は、説明準備の5分間で企画提案者が準備・設置すること。配付資料がある場合は、16部用意すること。準備時間が延びる場合は、技術提案書の説明時間が縮小し、説明時間の終了時刻は変更しない。

カ プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、5名以内とする。

キ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

ク 詳細の日時、方法等については、事前に代表者あてに通知する。

(2) 技術提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市長野運動公園エネルギーサービス事業実施者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において非公開で審査する。

ア 提出された技術提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、「別表1」のとおりとする。

イ 各選定委員は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づき採点する。

ウ 合計得点の算出方法

(ア) 各選定委員の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。

(イ) 上記(ア)で算出した各評価項目の得点を合計して、当該企画提案者の合計得点（最高得点500点）を算出する。

(ウ) 最低基準点（最高得点500点の60%以上である300点）を満たした企画提案者の各選定委員の合計得点を集計し、得点が一番高いものを最優秀者、次点を優秀者として決定する。

(エ) 合計得点集計の結果、同点があった場合は、選定委員の協議により最優秀者及び優秀者を選定するものとする。

4 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格を有しない者が提出した場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定委員に対し本事業のプロポーザルに関する接触を求めた場合
- (4) その他、選定委員会が不適格と認めた場合

5 審査結果について

(1) 審査結果の公表及び通知

審査結果については、選定委員会終了後速やかに公表するとともに、企画提案者すべてに対して以下のとおり通知する。

- ア 最優秀者及び優秀者として選定された者に対しては、その旨を当該企画提案者の代表者あてに通知する。
- イ 最優秀者及び優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該企画提案者の代表者あてに通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- エ 上記ウの受付け場所は、I-3-(3)に記載する連絡先とし、受付時間は午前9時から午後4時（土・日曜日及び祝日を除く）までとする。
- オ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に行うものとする。

(2) 最優秀者及び優秀者の取扱い

審査の結果、最優秀者に選定された者は、本事業の基本協定等の締結に関する優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が基本協定等の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、IV-4に定める失格事項に該当することが判明した場合又はその他の理由において基本協定等の締結ができない場合は、当該優先交渉権を取り消し、優秀者を優先交渉権者として、基本協定等の締結のための交渉を行うものとする。

このため、優先交渉権者は、基本協定等の締結ができないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、I-3-(3)に記載する連絡先まで持参すること。

V 契約等について

1 契約等の手続きについて

(1) 基本協定の締結

- ア 発注者と優先交渉権者は、提案内容（修正された場合は、修正後の内容）の履行に向けて、下記の内容について確認を行った後、発注者と優先交渉権者の間で基本協定を締結する。
 - (ア) 優先交渉権者から提出された事業費の算出根拠、考え方及び妥当性
 - (イ) 実施設計着手段階での設計グレードの確認
 - (ウ) 実施設計段階における、発注者及び優先交渉権者との間での情報共有の方法
- イ 上記の確認において、本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、必要に応じて設計グレード又は提案された事業費の修正を行う。
- ウ 発注者は、優先交渉権者と基本協定を締結できない場合は、価格等の交渉の意思を確認した上で次点者との交渉を行う。なお、優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- エ 基本協定を締結したものをE S事業者とする。なお、基本協定締結期間中の業務に関する費用は、全てE S事業者の負担とし、発注者からの支払いは発生しない。

(2) ES事業契約の締結

- ア 発注者とE S事業者は、E S工事の完了からエネルギーの供給開始までの間に、事業費を含む契約内容の協議を行い、E S事業契約を締結する。なお、基本協定の締結時に発注者とE S事業者で合意したE S設備の仕様に変更がない場合、契約する事業費は基本協定において合意した事業費を上回ることができないものとする。
- イ E S事業者は、長野市物品等競争入札参加資格者名簿に引き続き登載されていること。また、契約時に長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ E S事業者は、提出した技術提案に基づき、責任を持って確実にE S事業を履行すること。
- エ E S事業費の支払いについては、発注者とE S事業者が協議のうえ定めるものとする。
- オ 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算が議決されなかった場合、または歳出予算が減額もしくは削除された場合には、本プロポーザルについての実施の効力を失うことがある。この場合において、生じた損害の賠償を発注者に請求することができない。

2 契約の保証について

優先交渉権者は、長野市契約約款第4条により、契約の保証を行うものとする。

3 その他

本事業の主たる部分の再委託は認めないものとする。

VI その他の注意事項

1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された参加表明書等及び技術提案書は返還しない。
- (2) 市は、提出された技術提案書について、選定及び選定結果の公表以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出された技術提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合には、無償で利用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、長野市情報公開条例（平成 13 年 9 月 25 日長野市条例第 30 号）に基づき、開示等を行う。
- (4) 市は、選定結果の公表方法として、ホームページでの公表、報道機関への発表等を予定している。

2 提出書類の作成及び提出等に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他、プロポーザルに関する一切の費用について、市は負担しないものとする。

3 事業等の変更及び中止について

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、市は事業及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- (2) 設計者及び施工者選定の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

4 その他

提出後の書類の差し替えは、提出期間内のみ認める。

Ⅶ 参考資料等

1 別冊資料等及び様式一覧

(1) 別冊及び添付資料

資料No.	名 称	交付方法	摘 要
—	要求水準書	実施要領と同時	要求水準書の添付資料等は同書に示す
資料－1	長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱	実施要領と同時	物品等供給に関する出資比率を示すもの

(2) 参加表明に関する様式

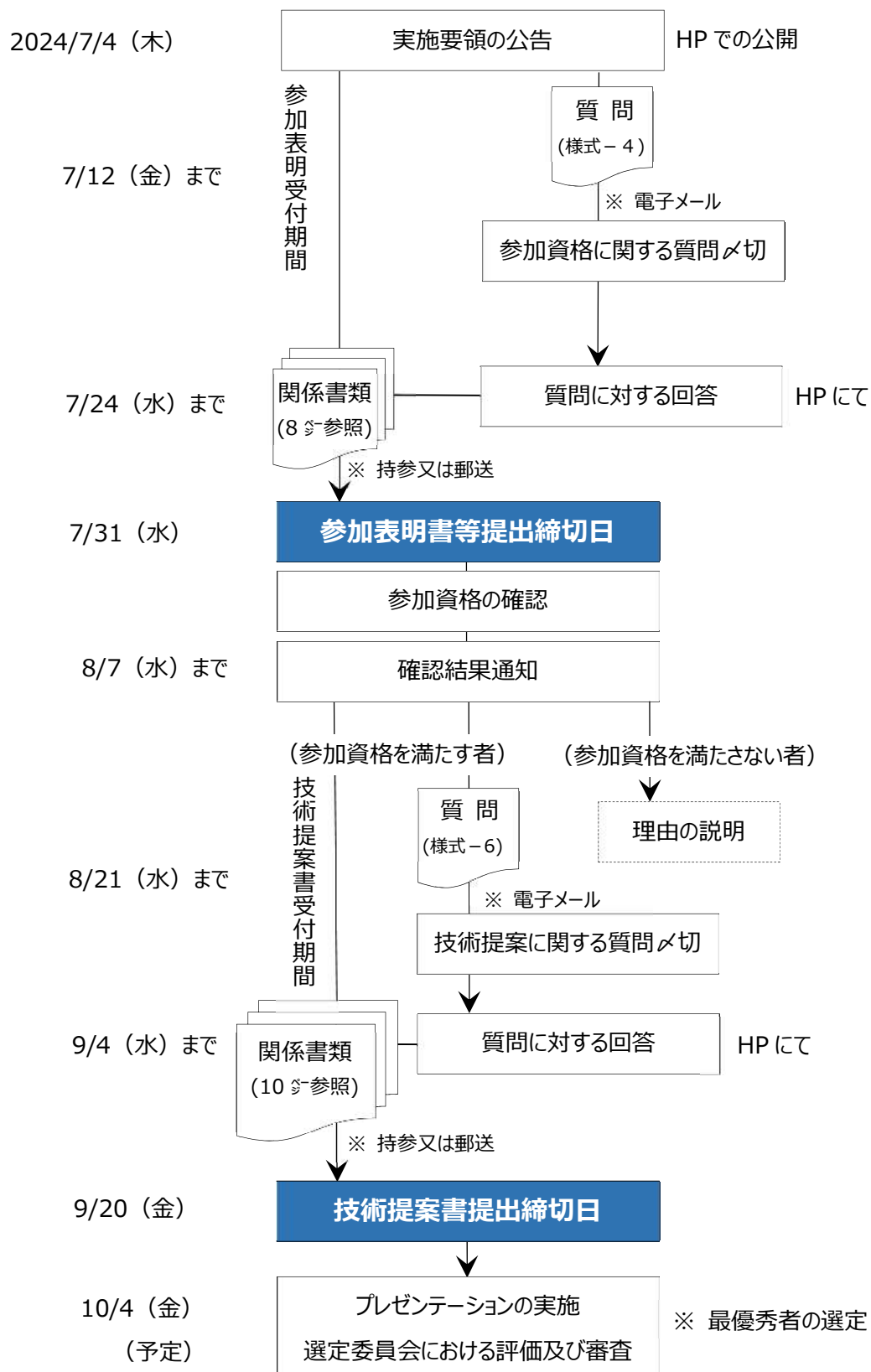
様式No.	名 称	交付方法	交付開始日
様式－1	参加表明書・誓約書	ホームページに掲載	令和6年7月4日
様式－2	E S 事業実績調書		
様式－3	配置予定技術者調書		
様式－4	参加資格に関する質問書		

(3) 技術提案に関する様式

様式No.	名 称	交付方法	交付開始日
様式－5	技術提案基準項目	ホームページに掲載	令和6年7月4日
様式－6	技術提案書に関する質問書		

2 フローチャート等

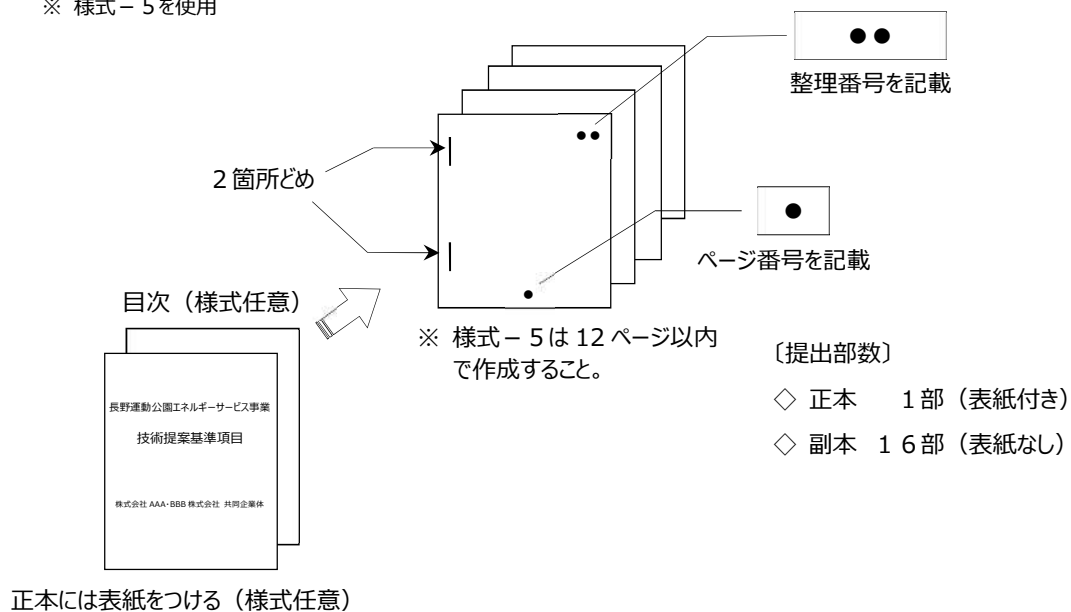
(1) 実施要領公告から最優秀者選定まで



(2) 技術提案書の作成（イメージ）

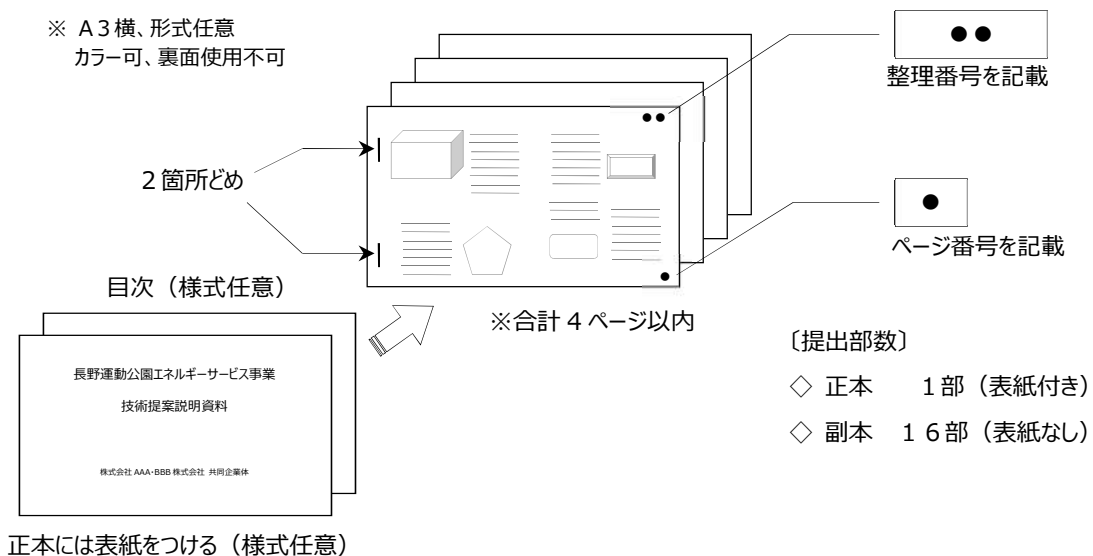
■ 技術提案基準項目

※ 様式－５を使用



■ 技術提案説明資料

※ A3横、形式任意
カラー可、裏面使用不可



別表 1 評価項目一覧及び配点

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
業務実績及び 実施体制	業務実績	① 地方自治体の所有・運営する施設におけるエネルギーサービス事業（電気やガス等の一次エネルギーを自ら整備した施設を用いて加工エネルギーに変換して消費者に供給する事業）の実績を有しており、十分な実施能力があると判断できる実績が示されているか。 ② 本事業を自社が実施することによるメリットを具体的に示しているか。 ※ 別表 2 の①評価基準により採点	5
	実施体制	① 地元企業を積極的に活用しているか。 ※ 設計、施工、工事監理及び維持管理の実施体制において、それぞれ具体的に示しているか。 ② 発注者への連絡、報告体制および、DB 方式を採用する本体工事や施設運営管理者等との調整や協調が適切に図れ、それぞれの事業が円滑に遂行できる体制を具体的に示しているか。 ※ 別表 2 の①評価基準により採点	10
技術提案	設備・システム構成	① 要求水準書や基本設計図書等に記載されたエネルギーサービス設備への要求事項を理解しているか。 ② E S 事業期間中のエネルギー使用量及び水道光熱費や二酸化炭素排出量等、本事業で実施する環境負荷低減やコスト低減に繋がる優れたシステムとなっているか。 ③ 事業者の提案により、発注者が E S 事業を導入せず独力で遂行する場合と比べてどの程度の省エネルギー・省コストが図れるかが定量的に示されているか。 ④ 別表 2 の①評価基準により採点	25
	耐久性・耐震性	① 設備機器の耐震性や耐久性について、材料及び構造が具体的に示され、本体工事側の要件との整合が図れているか。 ② 大雨・台風・雪害等の風水害対策を具体的に示しているか。 ※ 別表 2 の①評価基準により採点	5
	サポート・メンテナンス	① 常時監視等を行い故障時、迅速に対応し、かつ安定してエネルギー供給が継続できる体制について具体的に示しているか。 ② 継続して省エネルギーが図れるような事業者側のサポート体制や省エネコンサルティングについて具体的な取組は示されているか。 ③ 設備の保全計画（機器更新時期や更新スペース確保など）に関して具体的に示しているか。 ※ 別表 2 の①評価基準により採点	25

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
技術提案	災害時における対応	① 災害時、迅速に対応し、かつ安定的にエネルギーサービスが継続できる体制について具体的に示しているか。 ② 災害時、緊急対応について具体的に示しているか。 ※ 別表２の①評価基準により採点	5
その他	その他の取り組み	① 本体工事側の施工の合理化や費用低減等に繋がる提案があるか。 ② 補助金の活用を含め、E S 事業費総額の低減への具体的な工夫、取組等があるか。 ③ その他、発注者側の支出の合理化や経済性向上に資する提案があるか。 ※ 別表２の①評価基準により採点	5
経済性	コスト	E S 事業期間における水道光熱費を含まない事業費の総額 ※ 補助金および税制優遇措置によるサービス料金減額分はここでは含めず、前述の「その他の取り組み」にて参考値として示すこと ※ 別表２の②評価基準により採点	20
合計			100

別表２

① 通常の提案内容の評価基準（定性評価）

評価基準	採点
非常に優れている	５点
優れている	４点
標準的	３点
標準より劣る	２点
標準より著しく劣る	１点
評価に値しない	０点

② 経済性の評価基準（定量評価）

事業費に対する得点は、次の計算式により算定する。

$$(\text{配点}) \times \left(\frac{\text{最も低い事業費}}{\text{当該応募者の事業費}} \right) \times 5 = (\text{得点})$$

※「配点×掛け率」の結果（小数点以下）は、小数点第二位を切り捨て、少数第一位まで取り扱う。